

はしがき

1 2016 (平成 28) 年 4 月 14 日及び 16 日の 2 度にわたり、震度 7 の地震が熊本を襲った。後に「平成 28 年熊本地震」と呼ばれるこの地震により、熊本市、上益城地方及び阿蘇地方など熊本県内には甚大な被害がもたらされている。

熊本大学も熊本地震で被災している。その被害は 100 名を超える重軽傷者、2 週間程度の上水道及び都市ガスの供給停止、国指定重要文化財 3 棟を含む 5 棟の立ち入り禁止建物、約 2,500 件におよぶ要修理及び修理不能設備など、甚大なものであった。そうした状況においても、たとえば医学部附属病院は地域医療を提供し続け、また、たとえば大学院自然科学研究科附属減災型社会システム実践教育センター（[現] くまもと水資源・減災研究教育センター）は、地震直後から組織された調査団により復興への足場となる資料・報告書をまとめている。何よりも、学生団体によるキャンパス内での避難所運営など、頼もしい姿もそこで見る事ができたことは記憶に新しい¹⁾。

ところで、熊本大学法学部は、地震翌年の 2017 (平成 29) 年の年頭に、同窓会組織である武夫原会の支援もいただいて、震災被害から生ずる法学・公共政策学的課題について検討するシンポジウム「熊本地震が提起する法的・政策的課題」を開催している。また、熊本地震が提起する課題を総論的に論じたこのシンポジウムを皮切りに、熊本大学法学部は、日本評論社が発行する月刊誌『法学セミナー』誌上において、「熊本地震と法律学の役割」と題する全 6 回の連載をして、熊本地震が提起する社会科学的課題を各論的に論じている²⁾。こうした試みは、発災直後における社会科学的課題について、被災地にある熊本大学法学部だからこそ組織としてまとめ・提示する役目を負うと

1) 熊本大学広報誌「熊大通信」第 61 号 (2016 年夏号) 参照 (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kouhou/kouhoushi/kumatu/vol-61>)。

の意識からのものである。

さて、熊本地震から6年、シンポジウム・法学誌掲載から5年が経った。この間、地震で崩落した熊本市と阿蘇市を結ぶ阿蘇大橋は、2021（令和3）年3月に「新阿蘇大橋」として開通している。また、学内では復旧作業が継続してなされていた五高記念館が、本年（2022年、令和4年）4月より、一般公開が再開されるまでになっている。こうした時間の経過は、一面で、震災からの復旧・復興をわれわれにもたらしている。ただ、こうした時間の経過により、新しく見えてきたこと、さらに検討を深めなければならないことにも気づくことにもなった。

2 熊本大学大学院人文社会科学研究所（法学系）は、国立大学法人熊本大学における社会科学の教育研究を担う機関である。本書は同機関に所属する教員を中心に、学外有識者にも依頼して、「平成28年熊本地震」を切っ掛けとして生じた・気づいた法・政策的問題を検討したものである。

本書の第1編は、おもに法学的問題を扱った「熊本地震と法」である。

大日方信春「私有財産制のコスト再論」は、震災の復旧・復興に伴う公共事業にあたり、憲法がとる私有財産制が足枷となっている状況を分析した後、とくに復興の弊害となり得る所有者不明土地問題に関する近年の民事基本法制の改正を紹介するものである。

2) 岡田行雄＝村田信一＝松村尚美＝大脇成昭＝鈴木桂樹＝安部美和「熊本震災と法・政治」法学セミナー749号19頁（2017年6月）、【連載・熊本地震と法律学の役割】第1回・大脇成昭「復興期における住宅再建支援策——公費投入の是非を中心に」同750号47頁（2017年7月）、第2回・濱田絵美「自然災害時の二重ローン問題について」同751号64頁（2017年8月）、第3回・倉田賀世「震災の社会保障法学的見地に基づく検討——熊本地震から見えること」同752号55頁（2017年9月号）、第4回・大日方信春「私有財産制のコスト——土地収用の現場から」同753号68頁（2017年10月）、第5回「[座談会]生活再建に直面した被災者にどのような手を差し伸べるのか〔上〕」同754号64頁（2017年11月）、最終回「[座談会]生活再建に直面した被災者にどのような手を差し伸べるのか〔下〕」同755号58頁（2017年12月）。

なお、これらは熊本大学法学部附属地域の法と公共政策教育研究センターのウェブサイトで見ることができる（<https://www.law.kumamoto-u.ac.jp/lperc/news/2022/04/post-4.html>）。

徳永達哉「熊本地震から豪雨災害を経て災害時における氏名公表を考える」は、情報公開と氏名を管理する個人の権利との衝突について、熊本県が災害時に個人の情報を公開すべきと判断した「公益上の必要」を分析することで、個人情報保護における憲法が要請する「適正手続」とは何かを検討したものである。

濱田絵美「自然災害債務整理ガイドラインの利用現況と利用促進に向けての課題」は、自然災害による被災者の二重ローン問題に対応すべく策定された「自然災害債務整理ガイドライン」について、その実効性の検証と今後の利用促進に向けた課題を明らかにするべく、熊本地震等複数の災害での利用状況の調査・検討を行ったものである。

森大輔「非常事態における買いだめ行為——ゲーム理論とサーベイ実験による分析」は、人びとがパニックになることで起こる非合理的な行動だと通常みなされる非常事態における買いだめ行為について、人びとの合理的な判断の側面があることに注目し、合理的な行動を扱うゲーム理論により分析してそれをアンケート調査により検証しているものである。

鹿瀬島正剛「熊本県弁護士会の被災者支援活動記録」は、熊本県弁護士会が行ってきた被災者支援活動が、「弁護士」にとって本来的活動であることを明らかにした上で、3つの視点（①情報提供、②問題解決、③政策（立法）提言）から、「弁護士会」の果たすべき役割を詳述している。最後に、積み残された課題として「震災関連死」を取り上げる。

第2編は、おもに政策的問題を扱った「熊本地震と政策」である。

奥住弘久「熊本地震と交通インフラの復旧——鉄道と道路をめぐって」は、熊本地震によって大きな被害を受けた交通インフラ、とりわけ鉄道と道路に焦点を当てて、両者の復旧過程を比較分析することから浮かび上がる交通インフラをめぐる課題について検討している。

伊藤洋典「地方議会の災害対応とその問題点」は、災害時における地方議会の動きについて、その実態と活動のあり方について考察するものである。具体的には、災害法制上、明確な位置づけをもたない地方議会の災害対応について、熊本地震・熊本県南部地域豪雨の事例をもとに論じている。

鈴木桂樹「震災とマスメディア——報道倫理をめぐる」は、熊本地震における学生のメディア体験も踏まえ、発災直後の「災害とメディア」をめぐる諸問題を報道倫理に焦点をあてて整理している。それは、既存文献から関連する言説を蒐集・提示するかたちで、メディアスクラムなど災害報道が抱える問題の再確認となっている。

安部美和「大学でボランティアを『学ぶ』期待」は、2016年に発生した熊本地震を契機に、熊本大学ではボランティアを学ぶ科目が設置され、座学や地域でのボランティア活動を通して単位が付与されるなど新しい学びの場が生まれている。本論文は、ボランティアを「学ぶ」ことに至った背景や、震災後6年を経過して振り返る単位化の現状と課題を整理している。

岡田行雄「熊本地震における指定避難所運営の担い手に関する一考察——帯山西小学校と熊本刑務所の避難所運営の比較を通して」は、熊本地震時の熊本刑務所に開設された避難所の担い手と指定避難所のそれとを比較することを通して、避難所運営が長期化する場合には、担い手に大きな権限ないし裁量を与えるべきことを提示する。

3 ところで、熊本大学法学部は、2022（令和4）年4月1日に、附属地域の法と公共政策教育研究センター（通称、「エルペルク（LPERC）」）を設置している。その業務の一環には「実践社会科学」の確立・定着がある。

実践社会科学とは、ある社会的問題を法学・政治学・経済学といった社会科学の複数の学問領域から複合的に検討する研究手法のことである。社会科学の学問は、ともすると、全国一律の内容にとどまるものとなる。しかし、社会問題は一面で「地域性」をもつ。発生した地域特有の事情がある。ただ反面で、そこからは「一般性」も見出すことができる。当地で起きた社会問題を検討することで、全国どこで起きても適用し得る一定の汎用性ある知見を得ることができるのである。エルペルクは、熊本という地域で生じた社会問題を実践社会科学の手法で検討することで、そこから国内外に提供し得る知見を得ようと試みている。熊本地震からの復旧・復興にあたっての法学的・政策的課題を検討した本書は、実践社会科学の手法による熊本大学法学系の

組織的研究の成果である。

したがって、本書は、熊本大学の社会科学関係の研究活動を充実させるために1988（昭和63）年11月に刊行された熊本大学法学会叢書の続刊との位置にある。くわえて、エルベルクの研究活動の成果の一つである本書は、同センターの研究業績である実践社会科学論集の1冊目でもある。

なお、本書は、熊本大学法学会が発行している紀要誌「熊本法学」についての査読規定（『熊本法学』の原稿の審査に関する申し合わせ実施要領）を準用して、収録論文には査読制を布いている。

4 最後に「平成28年熊本地震」被災に際しては、各方面からたくさんのご支援をいただきました。とくに、学生教育への支援として、避難のために帰省した学部生・大学院生への授業開放・図書館利用等をお許しいただいたご恩は忘れることはありません。あらためて感謝申し上げます。

また、福島大学行政政策学類の有志の皆様からは熊本大学法学部の教育研究の再建のためにご寄附をいただきました。同大学も2011（平成23）年に発生した東日本大震災で被災されているだけに、有り難いお心遣いにあらためて感謝申し上げます。本書の刊行には、いただいたご寄附を役立たせていただきました。

わが国において地震はどこにおいても生じ得る自然現象である。これを統御しようとすることは人知を越えたことなのであろう。ただ、発災後の社会生活の回復に社会科学が果たすべき役割は必ずあると思われる。本書がこうした社会科学の責めを塞ぐ一冊となっていることを切に願っている。

2022（令和4）年10月

熊本大学法学部長 大日方信春